

肥料販売業務を廃止する場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

肥料販売業務の廃止に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	肥料販売業務廃止届出書	2部 (正本・副本用)

【記載例】

様式第15号（日本工業規格A4）

(ハ) 肥料販売業務廃止届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

届出書に記載した年月日を記入してください。

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇

氏 名 宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎

「肥料販売業務開始届出書」を届け出た年月日を記載してください。

※直前に届け出た「変更届出書」の届出日ではありませんので、ご注意願います。

さきに 平成/令和〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和〇年〇〇月〇〇日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

肥料販売業務を廃止した年月日を記載してください。